

平成27年9月18日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市人権施策審議会
会長 藤原 正 範

亀山市人権施策基本方針（案）について（答申）

平成27年8月18日付け亀共第1282号で諮問のありました亀山市人権施策基本方針（案）につきましては、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、一部修正・加筆を行い、別冊の亀山市人権施策基本方針（答申）のとおりまとめましたので、ここに答申します。

なお、基本方針に基づく施策の推進に当たっては、当審議会の審議過程で出された意見等を十分踏まえていただくとともに、下記の事項に留意して、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市」の具現化に向けた取組を進められるよう要望します。

記

- 1 当審議会において、亀山市の行政各部、教育委員会のあらゆる活動において、人権の視点が貫かれることが肝要であることが繰り返し確認されました。人権施策基本方針の策定に当たって、人権と関わりのない行政活動はないということを徹底させてください。
- 2 亀山市の職員及び教職員が、人権感覚を磨く努力を不断に続けることを希望します。
- 3 人権施策基本方針の策定後、その方針が厳守され、かつより発展させる方向での取り組みがなされているかどうかを定期的に点検することを期待します。